

企画趣旨

ディミトリ・ヴァンオーヴェルベーク

「日本の刑事司法制度は絶望的である」という有名な論評（1985年）で知られる東京大学教授の平野龍一などにより陪審・参審は刑事司法制度の様々な課題に関する最も有効な解決策としてその導入が提案され、長い議論の結果2009年に裁判員制度が実現された。これによって刑事裁判に法曹ではない一般市民が参加できるようになった。裁判員裁判の導入時、刑事裁判に一般市民の視点を取り入れることにより事実認定や量刑判断をより多様な視点から考慮し充実したものにすると、日本の刑事司法制度の課題の解決が期待された。

裁判員制度が実施されて今年5月でちょうど15年になる。この15年の間に、裁判員制度は法律の専門家（主に裁判官、検察官、弁護士）と一般市民が連携するための重要なプラットフォームとして確立されてきた。しかし、この制度に欠陥がないわけではない。一般市民から構成される裁判員が「裁判所のお客様」、刑事裁判の「アウトサイダー」と見なされているという批判も聞く。裁判員が参加する刑事裁判では「断片性」(fragmentation)が根強く、互いを尊重しつつ、平等な立場での理想的な「連携」が必ずしも発展しない。

上述の課題は刑事裁判全体の2パーセントに満たない裁判員裁判¹⁾だけではなく刑事裁判一般に当てはめることができる。「断片性」には制度的、そして、メンタリティの側面がある。刑事司法制度の礎となるのは、すべての事件に対しての精力的な起訴、被告人の熱心な弁護、そして客観的な事実認定であり、それらは法曹教育の中心に位置づけられている。刑事訴訟法や刑法の教科書を見

ても、法曹以外の専門職が言及されていることはほとんどない。そのためか、裁判官、検察官、弁護人がその非法曹専門職との連携チームに「ワン・オブ・ゼム」として参加することに積極的ではない状況が根強く存在する。そして刑事司法プロセスにおいて、それぞれのステークホルダーの間に溝ができ、「アウトサイダー」・「インサイダー」のディスコースが生まれることは無理がない。例えば裁判員制度で裁判官は刑事裁判に参加する裁判員に負担を掛けないための配慮を尽くすようである。こうした事実を前にして、公平な土俵 (level playing field) に法律家と非法律家がいることを示していると言えるだろうか。世界の多くの地域で刑事事件における陪審員裁判が減少傾向にある一方で、その他の刑事事件を対処するための連携や包括的なハイブリッド・アプローチ、刑罰から問題解決へのシフトは増加傾向にある。裁判員裁判を含め、刑事司法全体において互いのスキルを尊重し、本来あるべき「連携」とは何か、そしてその付加価値は何かと問うことは世界の刑事制度が直面している課題であるが、解決にむけた興味深い提案や試みがすでに存在する。アメリカの事例から明らかになるように、過度な「断片性」もあれば、有意義な「断片性」も存在している。後者の例として、フランスの高齢受刑者対処の現場において、「インサイダー」と「アウトサイダー」を混合しない制度が存在し、それぞれの専門性や職業倫理が尊重されている。実践的な現場での洞察や世界での先駆的な事例を元に、「断片性」の多面的な性質や機能を明確にし、法曹や非法曹専門職との

1) 『令和3年司法統計年報概要版 2 刑事』(2022年) 5頁によれば、令和3(2021)年の地裁の刑事通常第一審事件終局総人員は、総数46,735人で、うち裁判員の参加する合議体で裁判がされた人員は904人、計算すると裁判員裁判比率は1.9343%となる。